

令和2年度富士山富士宮口五合目来訪者施設整備推進計画策定業務委託 業務説明書

静岡県文化局富士山世界遺産課発注の「令和2年度富士山富士宮口五合目来訪者施設整備推進計画策定業務委託」に係る公募型簡易プロポーザル方式手続き開始の公告に基づく技術資料等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務内容等

(1) 業務目的

富士山は年間約20万人の来訪者を迎える日本を代表する世界遺産である。静岡県内3つの登山道のうち最も来訪者が多い富士宮口五合目では、1軒のみ存在するレストハウスが登山及び観光の拠点として利用されているが、シェルターや救護所等、来訪者の安全確保のための機能が不足している。そのため、静岡県では、富士山噴火時の噴石からの一時的避難場所としての安全性及び世界遺産としての適合性を備えたレストハウス再整備のあり方を検討している。

平成30年度には建設候補地周辺の雪崩や落石の影響を調査し、再整備の候補地選定に着手した。また、静岡県及び富士宮市の関係課による検討会を開催し、来訪者施設整備の基本方針とあるべき機能を取りまとめた。令和元年度には、それらを基に建設候補地を絞り込み、建物や動線の想定を行った。

本業務は、上記を踏まえて富士宮口五合目における来訪者施設整備に向け、課題や施設計画などを取りまとめた推進計画を策定することを目的とする。

(2) 業務名

令和2年度富士山富士宮口五合目来訪者施設整備推進計画策定業務委託

(3) 業務内容（詳細は「別表1 委託業務内容」による。）

計画準備	1式
現地踏査	1式
関係法令の整理	1式
整備推進計画案の策定	1式
整備推進計画策定委員会及び有識者会議の運営支援	1式
照査	1式
打合せ協議	1式
業務報告書作成	1式

(4) 履行期限

令和3年3月26日（金）限り

(5) 契約限度額

本業務の契約限度額は、18,140,000円（消費税込み）とする。

(6) 業務実施上の条件

業務の打合せの回数は5回とし、初回、成果納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。ただし、実施回数については発注者との協議により決定する。

(7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

ア 整備推進計画書（A4版、20～30枚程度）	5部
イ 整備推進計画概要版（A3版、1～2枚程度）	5部
ウ 整備推進計画図面集（A3版）	5部
エ 業務報告書（A4版）	3部
オ その他業務により生じた資料	1式
カ 上記電子データ（USBメモリ又はDVD-R）	3個（3枚）

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、静岡県内に本社又は営業所を有し、かつ土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けているものであり、加えて総合点数が 300 点以上であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (4) 下記に示される業務について、平成 22 年度以降に完了した実績を有する者。ただし、設計共同企業体としての実績は認めない。
 - ・ 国、地方公共団体又は特殊法人等発注の公共建築物の整備に関する構想、計画、設計いずれかに係る業務
- (5) 下記に示す、アを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合であっても登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該資格の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。
 - ア 1 級建築士
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 参加表明書、技術提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、技術提案書及び本業務に係る技術提案書に記載する内容を踏まえた見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、最も評価が高い者が 2 者以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、契約予定者に特定された者には、積算の参考とするために再度見積を依頼することがある。

(1) 提出期間

令和 2 年 9 月 18 日（金）から令和 2 年 10 月 7 日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から午後 4 時までの間

(2) 提出先

別表 2 に示す、静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班まで提出すること（郵送不可）。

(3) 提出内容

- | | |
|---------------------------|-------|
| ア 参加表明書（様式 1 号） | 1 部 |
| イ 技術提案書（別表 3 に示す様式 2～8 号） | 各 9 部 |
| ウ イの PDF 形式データを記録した CD-R | 1 枚 |
| エ 見積書（様式自由） | 1 部 |

4 参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書（様式 1 号）

様式 1 号により作成すること。

(2) 技術提案書（様式 2～8 号）

ア 作成上の基本事項

技術提案書は、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。また、他の建設コンサルタント等の協力得て、又は学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、その部分の提案を無効とする。

イ 作成方法及び内容に関する留意事項

別表 3 により作成すること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは 11 ポイント以上とする。

ウ 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、技術提案書を無効とし、非選定又は非特定とすることがある。

エ 既存資料の縦覧

技術提案書の作成にあたり、次のとおり既存資料を縦覧に供する（県庁当課外への持ち出し不可）。ただし、縦覧を希望する場合には事前に別表 2 に示す、静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班と縦覧時間を調整すること。なお、下記、「ウ 縦覧資料」のデータ複製は不可とする。

(ア) 縦覧期間

令和 2 年 9 月 18 日（金）から令和 2 年 10 月 6 日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間

(イ) 縦覧場所

別表 2 に示す、静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班

(ウ) 縦覧資料

- ・令和元年度富士山富士宮口五合目来訪者施設に関する基礎調査業務委託報告書
- ・平成 30 年度富士山五合目富士宮口における雪崩及び落石に係る調査業務委託報告書

5 本説明書及び縦覧資料等に対する質問

(1) 本説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間 令和 2 年 9 月 23 日（水）から令和 2 年 9 月 29 日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から午後 4 時までの間

イ 提出先 別表 2 に示す、静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班

ウ その他 文書には担当窓口の部署、担当者名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレスを併記すること。

(2) (1) の質問に対する回答書は、質問を受理した日から 5 日以内（土曜日、日曜日及び祝

日を除く)に質問者へ電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

- ア 閲覧期間 回答した日から令和2年10月6日(火)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後4時までの間
- イ 閲覧場所 別表2に示す、静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班

6 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が5者を超えた場合は、別表4の区分「予定技術者の経歴」及び「企業の業務実績・能力等」の評価を行い、上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、令和2年10月12日(月)までに選定通知書をもって通知する。

7 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により、令和2年10月12日(月)までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和2年10月19日(月)午後4時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までに書面(様式自由)により、富士山世界遺産課に対して非選定理由について説明を求められることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和2年10月26日(月)までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、別表2に示す静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

8 ヒアリング

技術提案書の提案内容について、配置予定の管理技術者に対し、次のとおりヒアリングを実施し、技術提案書の評価を行う。なお、ヒアリング出席者は管理技術者とするが、補助として担当技術者1名の出席を認めるものとする。ヒアリングは、「6 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定された者のみ実施する。

- (1) 実施日時
令和2年10月14日(水)
(1社に対し30分程度、詳細な時間については別途通知する。)
- (2) 実施場所
静岡県庁内会議室(詳細な場所については別途通知する。)
- (3) ヒアリング事項
 - ア 配置予定の管理技術者から技術提案書の内容について説明
 - イ 質疑応答
 - ①配置予定の管理技術者の経歴及び業務実績
 - ②技術提案の内容(実施方針、特定テーマ)
- (4) その他
 - ア ヒアリング時における、資料の追加は認めない。
 - イ 参加者は、配置予定の管理技術者であることを確認できる写真付の身分証明書を持参すること。
 - ウ パソコン等の機器使用は認めない。
 - エ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、参加者はマスクの着用や検温の事前実施を行うこと。

9 契約予定者の特定

(1) 評価基準

技術提案書の評価項目等は別表4のとおりであり、技術評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、技術評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

(2) 契約予定者等への通知

契約予定者として特定された者には、令和2年10月20日（火）までに特定通知書により通知する。

10 非特定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者（「6 ヒアリング以降の審査対象者の選定」により非選定となった者を除く）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により、令和2年10月20日（火）までに富士山世界遺産課長から通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和2年10月27日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し、非特定理由について説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、令和2年11月4日（水）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、別表2に示す静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

11 契約条件等

(1) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 契約保証金

免除する。

12 暴力団員等又は暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置

(1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

(3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

※ 不当介入を受けたにも関わらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

13 その他の留意事項

(1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える

株式を保有し、又はその資本の総額の100分の50を超える出資をしていること。

イ 製造業又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタンの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリング等にかかる全ての費用は、提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
また、提出された参加表明書又は技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。
 - ア 参加表明書又は技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 参加表明書又は技術提案書と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の参加表明書又は技術提案書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者社名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (5) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、ヒアリング以降の対象者の選定又は契約予定者の特定以外に、提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとする。
- (6) 提出期限後においては、提出書類は受理しないとともに記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (8) 照会窓口は、別表2のとおりとする。
- (9) 契約予定者として特定された者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。ただし、技術提案書の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。

別表 1 (委託業務内容)

項 目	内 容
(1) 計画準備	既存資料の収集・整理を行い、業務計画を作成する。
(2) 現地踏査	業務の対象エリアの自然状況や土地利用状況及び各種施設（案内施設、安全施設、排水施設等）の状況、景観を把握し、整理する。
(3) 関係法令の整理	施設整備において関係する法令等について、整理する。
(4) 整備推進計画案の策定	来訪者施設の建設地及び規模、五合目全体の動線計画、諸室構成、デザイン、構造等の整備推進計画案を策定する。計画案は、県及び市関係課により構成される整備推進計画策定委員会（静岡県内で2回程度開催を予定。）における協議内容及び年3回程度開催する有識者会議（会場は東京を予定。）における有識者からの助言を基に、発注者と協議を行い策定する。
	①課題の整理 令和元年度までの検討内容及び現地踏査の結果を踏まえ、施設の整備における課題を整理する。
	②計画内容の検討 ア 施設計画 a 建設地 防災面（雪崩、落石等）及び建築可能性を考慮し、建設地の検討を行う。 b 五合目の利用 五合目全体並びに施設内における来訪者及び車両の動線等の利用計画について検討し、五合目全体の活用イメージ図を作成する。 c 規模及び諸室構成 関係法令等及び関係者への意見徴取結果を踏まえて、施設規模及び諸室構成を検討し、ゾーニング図及び平面図、立面図、建物配置図を2案程度作成する。 d デザイン 特別名勝富士山保存管理計画及び富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画書、都市計画法、建築基準法等、施設デザインを作成するにあたり配慮すべき事項を整理した上で、施設のデザインイメージ図を作成する。 施設のデザインイメージ図は、計画地全体の鳥瞰図及びアイレベルからのイメージスケッチを、規模及び諸室構成案に応じて各2案程度作成する。 イ 構造計画 施設計画を踏まえ、噴石対策の観点から本施設の整備にあたって満たすべき構造条件を検討する。噴石対策においては、「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き（平成27年12月内閣府（防災担当））」を参考とすること。 ウ 工程・整備計画 上記施設計画及び構造計画を踏まえ、適切な概略工事工程を検討する。併せて、関係機関の役割分担及び整備スケジュールを整理する。
	③概算事業費の検討 計画の検討内容を踏まえ、施設整備及びそれに伴い必要となる周辺整備、施設維持管理に必要な概算費用を算出する。
	④計画案の作成 計画検討の内容及び関係者調整の結果を踏まえ、整備推進計画案を取りまとめる。 併せて、整備推進計画書の内容を1～2枚程度（A3版）にまとめた整備推進計画概要版の作成を行う。

(5)	整備推進計画策定委員会及び有識者会議の運営支援	県及び市関係課により構成される整備推進計画策定委員会及び有識者会議で使用する資料の作成及び会議の記録を行う。
(6)	照査	業務の進捗に合わせた照査を行う。
(7)	業務報告書作成	業務の成果をまとめた報告書を作成する。
(8)	打合せ協議	業務の着手時及び中間3回程度、納品時の打ち合わせ協議を実施する。

別表2 (窓口) 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

番号	部 局 名	電話及びFAX番号	E-mail
1	静岡県スポーツ・文化観光部 文化局富士山世界遺産課企画 交流班	TEL:054-221-3747 FAX:054-221-3757	sekai@pref.shizuoka.lg.jp

別表3 (技術提案書の作成及び記載上の留意事項)

様式2号を技術提案書の表紙として、以下の様式を記載の上、提出すること。

記載事項	内容に関する留意事項
本社、営業所の所在地・建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況等 (様式3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・2(2)に示す、認定を受けている業種(「土木関係建設コンサルタント業務」)についてのみ記入すること。 ○根拠書類 <ul style="list-style-type: none"> ・本社、営業所等があることを証明する書類(登記簿謄本等の必要な部分)を添付すること。 ・建設コンサルタント登録規程による登録証明の写しを添付すること。 ・静岡県における有効な「建設関連業務入札参加資格の審査結果」通知の写しを添付すること。
企業の業務実績・能力等 (様式4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社が元請として平成22年4月1日から参加表明書提出日までに完了している、国、地方公共団体又は特殊法人等発注の同種又は類似業務を記載すること。(ただし、設計共同企業体としての実績は認めない。) ＜同種業務＞ 公共建築物(延床面積1,000㎡以上)の整備に関する構想、計画、設計いずれかに係る業務 ＜類似業務＞ 公共建築物(延床面積1,000㎡未満)の整備に関する構想、計画、設計いずれかに係る業務 ・同種又は類似業務として記載する業務は、1事業につき1件とする。また、修正等の業務は認めない。 ・本社・営業所等の所在地は、静岡県建設関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録された委任先営業所等がある場合、該当する営業所等を記載し、委任先営業所等がない場合には、当該業務を担当する営業所等を記載する。 ○根拠書類 <ul style="list-style-type: none"> ・業務が条件に該当していることが確認できる資料(契約図書の写し、図面、仕様書など)を添付すること。ただし、当該業務が平成22年4月以降に完了した業務で、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されており、技術資料提出時にその内容により実績の内容が確認出来る場合は、契約図書の写し等の提出は省略できる。 ・業務成績は、発注業種と同業種の過去3か年度(平成29年度から令

	<p>和元年度)の平均点を確認できる資料(成績評定一覧表及び業務成績評定通知書)を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良業務委託表彰は、静岡県交通基盤部又は経済産業部の表彰を対象とし、発注業種と同業種の過去2か年度(平成30年度又は令和元年度)の表彰状の写し及び業務成績評定通知書の写しを添付すること。 ・令和2年3月31日までにISOの認証取得がある場合、それを証明する書類を添付すること。
<p>業務実施体制 (様式5号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、担当技術者(以下、「配置予定技術者」という。)を記載する。 ・配置予定の担当技術者は、複数(最大3名まで)とすることができるが、代表となる担当技術者を評価の対象とするため、代表担当技術者が明確にわかるようにすること。ただし、業務を分担して実施する場合(例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など)の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。 ・分担業務の内容は、他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行い、担当技術者としての評価はしないものとする。
<p>予定管理技術者の経歴 (様式6号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目における同種又は類似業務経歴は、配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した、平成22年4月1日から参加表明書提出日までに完了している業務実績を記載する。 <p><同種業務></p> <p>国、地方公共団体又は特殊法人等発注の公共建築物(延床面積1,000㎡以上)の整備に関する構想、計画、設計いずれかに係る業務</p> <p><類似業務></p> <p>国、地方公共団体又は特殊法人等発注の公共建築物(延床面積1,000㎡未満)の整備に関する構想、計画、設計いずれかに係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者の手持ち業務は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円(税込)以上の他の業務(本県以外の発注者のものも含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定含む)すべてを記載すること。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、5件目以降の業務名等の記載については不要とする。 <p>○根拠書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載した業務が同種又は類似業務に該当していることが確認できる資料(契約図書の写し、図面、仕様書など)を添付すること。ただし、当該業務が平成22年4月以降に完了した業務で、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されており、技術資料提出時にその内容により実績の内容が確認出来る場合は、契約図書の写し等の提出は省略できる。 ・配置予定技術者の保有資格については、保有資格の資格証の写しを添付すること。 ・CPDの取組状況は、推奨(目標)単位以上取得している場合のみ、各団体が発行する証明書を添付すること。証明書の単位取得期間は平成30年4月1日から令和2年3月31日までのうち、任意の1年間と

	<p>する。なお、下記のいずれかに該当する場合は評価の対象とならないので注意すること。</p> <p>ア 取得単位が1年間の推奨（目標）単位未満</p> <p>イ 証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や、1年間に満たない場合</p> <p>ウ 証明書の単位取得期間が1年間であっても平成30年4月1日より前の日を含む場合</p> <p>エ 証明書の単位取得期間が1年間であっても令和2年3月31日を超える日を含む場合</p> <p>オ 取得単位が年度で証明される団体で、平成29年度又は令和2年度の証明の場合</p>
<p>業務の実施方針 (様式7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「①業務の目的・内容について」、「②業務の制約となる条件等について」、「③業務の実施フロー及び工程表」、「④業務の課題等の対応方針について」、「⑤品質管理体制について」をA4版合計2ページまでに記載する。概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・文字サイズは11ポイントを基本とし、文字間隔は標準とする。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
<p>特定テーマに対する 技術提案 (様式8-1号 ・様式8-2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 【特定テーマ1】 噴石への耐力を備えた集客施設の構造を検討するにあたっての着眼点について述べよ 【特定テーマ2】 本施設における適当な機能別諸室面積の検討方法について延べよ ・記載枚数は1テーマにつきA4版合計2ページまでとし、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
<p>見積書及び見積内訳表 (様式自由)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見積は、業務内容及び技術提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出し作成する。 ・本業務の契約限度額は、18,140,000円（消費税込み）である。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼することがある。

別表4 (評価項目・基準)

1 予定技術者の経歴及び能力 (換算後28点) 【注1】

	評価項目		配点合計		
		評価基準	管理技術者	担当技術者	
予定技術者の経歴及び能力	資格要件	技術者資格 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 1級建築士 ② 上記以外	① 4点 ② 0点	① 2点 ② 0点	
	業務経歴	業務実績 平成22年4月以降の同種又は類似業務の(管理技術者又は担当技術者として)実績(※1)を下記の順位で評価する。 ① 【同種業務】 公共建築物(延床面積1,000㎡以上)の整備に関する構想、計画、設計いずれかに係る業務 ② 【類似業務】 公共建築物(延床面積1,000㎡未満)の整備に関する構想、計画、設計いずれかに係る業務 ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点	
		CPD(CPDS)	建設系CPD協議会加盟団体のうち、推奨(目標)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※2)について次の順位で評価する。 ① 1ヵ年のCPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	① 1点 ② 0点
		専任性	手持ち業務量 契約金額 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事しているすべての手持ち業務件数(※3)について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が0～1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3～4件 ④ 上記以外	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点	① 4点 ② 2点 ③ 0点 ④ 0点

※1 管理技術者又は担当技術者として従事した、平成22年4月1日から参加表明書提出日までに完了している業務を対象とする。

※2 配置予定技術者のCPDの実績は、平成30年4月1日から令和2年3月31日までのうち、任意の1年間において、各団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上の単位取得がある場合に評価する。単位取得は各団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

※3 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円(税込み)以上の他の業務(本県以外の発注者のものを含む)で管理技術者又は担当技術者として従事している(従事予定含む)すべての件数とする。

【注1】 評価項目ごとの配点比率を確保するため、予定技術者の経験及び能力に関する評価点については、配点合計である21点を28点に換算する。(予定技術者の経験及び能力に関する評価点=技術得点×28/21)

2 企業の能力等（換算後12点）【注2】

区分	評価項目		配点 合計	
		評価基準		
企業の 能力等	確実性	業務成績	過去3か年度の当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点（※4）を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 78点以上81点未満 ③ 78点未満	① 6点 ② 3点 ③ 0点
		表彰実績	過去2か年度の優良業務委託表彰を（※5）を下記の順位で評価する。 ① 同業種において優良業務委託表彰の実績あり ② 上記以外	① 2点 ② 0点
		I S O の 取 組	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況（※6）を下記の順位で評価する。 ① I S O9001 若しくは I S O14001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点

※4 企業の業務成績は、建設事務総合システム（静岡県交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、文化・観光部、経済産業部、企業局の発注業務）に登録された過去3か年度（平成29年度から令和元年度までに完了した当初契約金額100万円以上の業務）の平均点（当該業務の発注業種と同業種）で評価する。また、当該業種の発注業種の成績評定がない参加者については加点しない。

※5 静岡県交通基盤部の表彰を対象とし、平成30年度又は令和元年度に発注業種と同業種の表彰実績がある場合に評価する。なお、複数年度、複数部門、複数同業種で表彰実績を有していても、重複配点を行わない。

※6 企業のI S Oの取組状況は、令和元年3月31日までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、企業の能力等に関する評価点については、配点合計である10点を12点に換算する。（企業の能力等に関する評価点＝技術得点×12/10）

3 実施方針等（40点）

区分	評価項目		配点合計	
		評価基準		
実施 方針 等	業務 理 解 度	業務の目的・内容	目的、内容の理解度が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	20点
		業務の制約条件等	現地の現状及び業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	
	実施 手 順	実施行程・フロー	業務実施手順を示す実施フローの妥当性及び業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	20点
		課題等の対応方針	業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	

	品質管理体制	成果の品質確保に対する品質管理体制の実現性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	
--	--------	---	--

4 特定テーマに関する技術提案（80点）

【特定テーマ1】

噴石への耐力を備えた集客施設の構造を検討するにあたっての着眼点について述べよ

【特定テーマ2】

本施設における適当な機能別諸室面積の検討方法について述べよ

区分	評価項目		配点合計	
		評価基準		
特定テーマに関する技術提案	特定テーマⅠ	的 確 性	立地や地区特性との整合性が高い場合に優位に評価する。	20点
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記載され、優れている場合に優位に評価する。	
	実 現 性		提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	20点
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	
	特定テーマⅡ	的 確 性	施設に必要となる機能について、過去の検討経緯を踏まえた記載がされている場合に優位に評価する。	20点
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記載され、優れている場合に優位に評価する。	
	実 現 性		検討方法が具体的に記載され、確実に実行できる場合に優位に評価する。	20点
			検討に必要なリサーチ等が具体的に記載され、確実にできる場合に優位に評価する。	